



## 平成31・32年度 小規模工事等契約希望者を募集します

◎ 財政課 管財係 ☎(232)2130

町が発注する小規模の工事や修繕などの受注・施工を希望する事業者を登録します。菊陽町建設工事の入札参加資格(指名願いの登録)の申請を行っていない事業者が対象です。



- 申請期間 3月1日(金)～22日(金)  
午前9時～午後5時
- 有効期間 平成31・32年度  
(平成31年4月1日～平成33年3月31日の2年間)
- 登録条件
  - ・菊陽町内に本店や本社の法人登記がある法人事業者
  - ・菊陽町内に住民登録がある代表者が経営する菊陽町内の個人事業者
- 対象工事
  - 内容が軽易であり、履行の確保が比較的容易なもので、1件当たりの

予定価格が50万円以下の工事や修繕 ※本制度の登録で指名や契約を約束するものではありません。

■ 登録希望業種  
登録希望業種は全29業種のうち3業種までです。希望業種の一覧は町ホームページに掲載します。  
(例・大工工事、左官工事、電気工事、管工事など)

■ 申請方法 町ホームページにある申請書類を郵送するか窓口を持参してください(3月22日(金)必着)。

■ 申請先 〒869-1192(住所不要)  
菊陽町役場 財政課 管財係

■ その他  
登録名簿に登録された後に登録事項に変更があったときは「小規模工事等契約希望者登録事項変更届」を、事業を休止や廃止したときは「小規模工事等契約希望者登録休止(廃止)届」をすぐに提出してください。



## 町の魅力発信にご協力ください ふるさと納税協賛事業者を募集します

◎ 総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

ふるさと納税の返礼品提供にご協力いただける事業者を募集します。



- ふるさと納税をした人に送る返礼品の提供事業者として、町のPRにご協力ください。
- 詳細はホームページに掲載する「菊陽町ふるさと納税協賛事業者募集要領」をご覧ください。
- 応募要件  
次の要件を全て満たしていること
- ① 本社(本店)、支社(支店)および事業所、工場を町内に有する法人や個人事業者
  - ② 町税などの滞納がないこと
  - ③ 代表者などが、暴力団の構成員でないこと
- ※その他、町が協賛事業者として適
- 当でないことと認めた場合や、返礼品として適当でないことと認めた場合は、参加できないことがあります。
- 募集する特産品など(抜粋)  
次の要件を全て満たすもの
- ① 町の魅力を伝えることができ、菊陽町のPRにつながる特産品などであること
  - ② 主に町内で生産された原材料を使用しているもの、または製造・加工における主要工程が町内で行われているもの
- ※その他にも要件がありますので、募集要領を必ずご確認ください。
- 申込方法  
ホームページまたは総合政策課窓口にある様式に記入し、添付書類と併せて総合政策課に提出
- 提出物
- ① 菊陽町ふるさと納税協賛申込書
  - ② 誓約書
  - ③ 事業者概要(任意様式)
  - ④ 滞納のない証明書(町税に関するもの)

平成31年4月から開始

## 産前産後期間の国民年金保険料免除制度

産前産後期間の免除は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。対象の人は、必ず届出を行いましょ



- 対象者  
国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の人  
※任意加入している人は対象外です。  
※妊娠85日(4カ月)以上の分娩で、死産、流産、人工妊娠中絶も含まれます。
- 免除期間  
出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。  
なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

- 届出受付開始日  
4月1日  
※出産予定日の6カ月前から届出ができます。
- 届出に必要なもの  
年金手帳、印鑑、出産予定日が記載された母子健康手帳(出産前に届出をする場合)、出生証明書などの出産の日や親子関係を明らかにすることができる書類(出産後届出をする人で、子が住民票上同一世帯でない場合)
- 申し込み・問い合わせ  
町民課 年金係  
☎(232)4914

迷い犬が増えています

## 犬の飼育マナーを守りましょう

### 犬の脱走防止

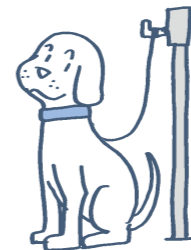
「飼い犬が逃げた」といった情報が保健所や町に寄せられています。飼い犬はいったん外に逃げてしまうと、交通事故に遭ったり人に迷惑をかけたりすることがあります。

飼い犬が逃げる場合の要因として、次のことが挙げられます。

- ① 係留器具(首輪、鎖、リード、杭)の不備
- ② 柵などの囲いの不備
- ③ 放し飼い

飼い犬は放し飼いにせず、必ず係留するようにしましょう。また、ひも(鎖)や柵に破損・摩耗・変形などがないか、常に点検するようにしましょう。

また、飼い主がすぐ分かるよう「鑑札」や「迷子札」を必ず付けましょう。



### 散歩のマナー

飼い犬をリードにつなげず公共の場所を歩くのは、県条例違反です。放している犬は、道路に飛び出したり、他の犬とけんかしたり、他人に飛び付いたりする可能性があります。犬の命を守り、他人に迷惑をかけないようにすることは、飼い主の責任です。

### 犬のふんは持ち帰りましょう

家の前や公共の場所をふん尿で汚され、迷惑している人からの苦情が寄せられています。飼い犬が散歩中にしたふんを放置するのはマナー違反です。飼い主が責任をもって持ち帰り、乾かして「燃やすごみ」に出してください。

### 問い合わせ

菊池保健所 衛生環境課 ☎0968(25)4135  
環境生活課 環境係 ☎(232)2114